

2020年4月から新しい給付奨学金・授業料等減免制度がスタート!



対象になる学校は?

一定の要件を満たすことを国等が確認した

大学、短期大学、高等専門学校（4年・5年）、専門学校に通う学生が支援を受けられます。



どんな学生が対象になるの?

要件を満たす学生全員が支援を受けられます。



世帯収入や資産の要件を満たしていること

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯



進学先で学ぶ意欲がある学生であること

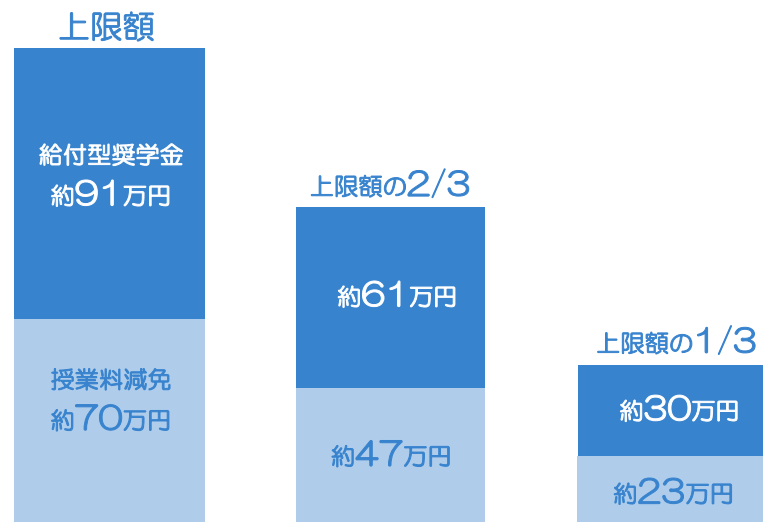
成績だけで判断せず、レポートなどで学ぶ意欲を確認

将来、社会で自立し、活躍できるよう、しっかりと勉学に励むことが大切です

世帯収入によって支援を受けられる額が変わるの?

世帯収入に応じた3段階の基準で支援額が決まります。

例 4人家族〈本人(18歳)・父(給与所得者)・母(無収入)・中学生〉で、本人がアパートなど自宅以外から私立大学に通う場合の支援額(年額)



進学資金シミュレーター



自分が支援の対象になるか調べてみよう。

年収目安

~270万円
住民税非課税世帯
〈第I区分〉

~300万円
〈第II区分〉

~380万円
〈第III区分〉

注) 年収目安は、兄弟の数や年齢等の世帯構成などで異なります

給付型奨学金の支給額は?

第I区分(住民税非課税世帯)の場合は、下記の額が支給されます。
(第II区分、第III区分の場合は、それぞれ第I区分の額の2/3、1/3)

給付型奨学金の支給額(年額)

(住民税非課税世帯〈第I区分〉の場合)

区分		自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・専門学校	国公立	約35万円	約80万円
	私立	約46万円	約91万円
高等専門学校	国公立	約21万円	約41万円
	私立	約32万円	約52万円



授業料・入学金のサポートは?

給付型奨学金の対象者は、授業料と入学金の減免を受けることができます。
(第II区分、第III区分の場合は、それぞれ第I区分の額の2/3、1/3)

授業料等の免除・減額の上限額(年額)

(住民税非課税世帯〈第I区分〉の場合)

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

